

住民税非課税世帯等支援給付金 (追加支給分(7万円/1世帯))のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等支援給付金(追加支給分 1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯や、物価高騰の影響により令和5年11月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から概ね1か月以内。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年11月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

田原市から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限: 令和6年6月10日(月)

下記窓口で申請手続きを行ってください。

- 田原市役所 地域福祉課
「支援給付金」担当窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認し、必要事項を記入の上、**令和6年5月31日（金）までにご返信ください。**

【確認事項】 ①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
②住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。
【申請期限：令和6年5月31日（金）まで】

II 物価高騰の影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年11月から令和6年5月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

【例】住民税非課税となる年間給与収入の目安（田原市の場合）単身の場合：93万円以下、扶養者1人の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには**申請が必要**です。
- 支援給付金担当窓口（市役所地域福祉課）で申請手続きを行ってください。【申請期間：令和6年6月10日（月）まで】

! 虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

田原市役所 地域福祉課

「支援給付金」担当窓口

☎ 0531-27-7670

受付時間 平日9:00~17:00